配　置　予　定　者　名　簿

工事番号：

工事名：

商号及び名称：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 現　場　代　理　人 | 主　任　技　術　者 |
| １ | (氏　名) | (氏　名) |
| 手 持 工 事 | (工 事 名)(請負金額)(役 職 名)(完了予定) | 手 持 工 事 | (工 事 名)(請負金額)(役 職 名)(完了予定) |
| ２ | (氏　名) | (氏　名) |
| 手 持 工 事 | (工 事 名)(請負金額)(役 職 名)(完了予定) | 手 持 工 事 | (工 事 名)(請負金額)(役 職 名)(完了予定) |
| ３ | (氏　名) | (氏　名) |
| 手 持 工 事 | (工 事 名)(請負金額)(役 職 名)(完了予定) | 手 持 工 事 | (工 事 名)(請負金額)(役 職 名)(完了予定) |
| ４ | (氏　名) | (氏　名) |
| 手 持 工 事 | (工 事 名)(請負金額)(役 職 名)(完了予定) | 手 持 工 事 | (工 事 名)(請負金額)(役 職 名)(完了予定) |
| ５ | (氏　名) | (氏　名) |
| 手 持 工 事 | (工 事 名)(請負金額)(役 職 名)(完了予定) | 手 持 工 事 | (工 事 名)(請負金額)(役 職 名)(完了予定) |

【記載上の注意事項】

**１）配置予定者　共通**

　　１　申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。

　　２　下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）

　　３　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

**２）主任技術者**

　１　当該業種工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。

　２　請負金額が４，０００万円（建築工事の場合は８，０００万円）未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が４，０００万円（建築工事の場合は８，０００万円）以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が１０㎞程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）

３　非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が４，０００万円（建築工事の場合は８，０００万円）未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記２と同様の取り扱いとします。）

４　請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**３）現場代理人**

　１　本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第１０条第３項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）

２　他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）

　　（１）３）の１に規定する期間。

　　（２）一件の入札で複数の契約をする場合。

　　（３）現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

　　　　　・兼務する工事が２件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め３件までとする。）

　　　　　・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。

（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）

　　　　　・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。

　　　　　・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

　　　　　・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。

　　　（４）兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。

　　　　　・兼務する工事が、綾部市内であること。

・兼務する工事の当初請負金額の合計が４，０００万円（建築工事の場合は８，０００万円）未満であること。

　　　（５）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。